

東京都公報

発行
東京都

目次

74

規程（水）

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一

○東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………九

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………二〇

○東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四

訓令（議）

○東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正……………四

雑報

○東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程……………五
……………（東京都職員共済組合）……………五

規程（水）

●東京都水道局管理規程第二十号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年六月三十日

東京都水道局長 山口 真

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第四項中「次条」を「次条第三項」に、「第三十四条」を「第三十四条第三項」に改める。

第三十二条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第十項中「第五項」を「第九項」に、「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第九項を第十三項とし、同条第八項中「して」を「承認されて」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「事由」の下に「のいずれか」を、「ときは、」の下に「既に承認した」を加え、同項第一号中「して」を「承認されて」に改め、同項第二号中「して」を「承認されて」に、「について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとする」を「が第六項の規定による変更をした」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第十一項とし、同条第六項第一号及び第二号中「して」を「承認されて」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、同条第三項中「の承認を受けて勤務しない職員」を「を承認されている職員」に、「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に改め、「の承認を受けて勤務しない時間」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第二項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と同居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

7 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇（第一項

に規定する子育て部分休暇をいう。以下この条において同じ。）の請求をすることができる。

第三十二条の三第二項中「子育て部分休暇」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）」に改め、「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項第二号に掲げる範囲内で請求する第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第三十二条の三第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを所属長に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第三十四条第一項中「（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この規程において同じ。）にあつては、三歳）」を削り、「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員以外の非常勤職員（定年

前再任用短時間勤務職員を除く。次項を除き、以下この条及び次条において同じ。）

第三十四条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項第二号中「部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとする」を「第十二項の規定による変更をした」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「部分休業」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを所属長に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第三十四条に次の三項を加える。

11 第二項第二号に掲げる範囲内で請求する第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、

当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

12 第二項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別

居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

13 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第一項の規定による部分休業の請求をすることができる。
別記第一号様式(裏)を次のように改める。

氏名

[illegible]

別記第四号様式の「第32条の3」を「第32条の3第3項」に改め、「第34条」を「第34条第3項」に改める。
別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第34条関係）
（第1面） 部分休業の請求に係る申出

部 分 休 業 承 認 請 求 書

氏 名		申出対象期間		年度
続 柄		所 属		
氏 名		氏 名		
次のとおり部分休業の承認を請求します。				
1 請求に係る子	生 年 月 日	年 月 日生		
2 申出	申出月日	申出の内容 ①又は②	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分（非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内	
	月 日			
3 変更 （第1回目）	変更月日	申出の内容 ①又は②	変更が必要な事情	特別事情の有無
	月 日			所属長
3 変更 （第2回目）	変更月日	申出の内容 ①又は②	変更が必要な事情	特別事情の有無
	月 日			所属長
4 部分休業中の育児時間	時 分	から	時 分	まで
5 備考				

- 注 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
- 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合は、「5 備考」欄に記入すること。
- 3 第1号部分休業承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号部分休業の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
- 5 該当する□には、レ印を記入すること。

[illegible]

[illegible]

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生 年 月 日	年	月	日	生
2 申 出	申 出 月 日	申 出 の 内 容 (①又は②)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分(非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内		
	月 日				
変更 (第1回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情の有無	所属長
	月 日				
3 変更 (第2回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情の有無	所属長
	月 日				
4 備考					

- 注 1 請求に当たっては、母子健康手帳（住民票等を提示すること）
2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受
けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。
3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の
請求の場合は第4面を用いること。
4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った
場合は、その旨を第3面に記入すること。
5 該当する□には、レ印を記入すること。

[illegible]

について」に、「次項」を「第五項」に、「同条第三項」を「同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第五項」に、「同条第四項」を「同条第八項」に改める。

第二十九条中「所属長が」を「所属長は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十七条の規定を準用する」を削る。

附則

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十八条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。

3 この規程の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規程第二十八条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは「五を乗じて得た時間」とする。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年六月三十日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下

水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第四項中「次条」を「次条第三項」に、「第三十四条」を「第三十四条第四項」に改める。

第三十一条の三第一項中「二部」を「全部又は一部」に改め、同条第十項中「第五項」を「第九項」に、「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第九項を第十三項とし、第八項を第十二項とし、同条第七項第二号中「について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとする」を「が第六項の規定による変更をした」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第十一項とし、同条中第六項を第十項とし、第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、同条第三項中「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第二項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

7 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

第三十一条の三第二項中「子育て部分休暇」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）」に改め、「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項第二号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第三十一条の三第一項の次に次の一項を加える。

2 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを所属長に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第三十四条第一項中「（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあつては、三歳）」を削り、「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項を除き、以下この条及び次条において同じ。）

第三十四条中第九項を第十三項とし、同条第八項第二号中「について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとする」を「が第八項の規定による変更をした」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第十二項とし、同条中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、同条第五項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 第三項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生

じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

9 第三項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、部分休業の請求をすることができる。

第三十四条第四項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「部分休業」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）」に改め、「の始め又は終わり」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第三項第二号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第三十四条第二項の次に次の一項を加える。

3 部分休業の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを所属長に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内

別記第五号様式(表中「第33条の3」を「第31条の3第3項」に、「第34条」を「第34条第4項」に改める。

別記第六号様式を次のように改める。

書 求 請 認 承 假 休 分 部 育 子

(所属長)	申請対象期間 年度	
氏 名 職 名	所 属 氏 名	
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名 続 柄 生 年 月 日	年 月 日生
2 申 出	申出月日 月 日	申出の内容 (①又は②) ※申出の内容 (変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分 (非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間) を超えない範囲内
	変更月日 月 日	申出の内容 (①又は②) 変更が必要な事情 特別な事情の有無
	変更月日 月 日	申出の内容 (①又は②) 変更が必要な事情 特別な事情の有無
3 変更 (第1回目)	変更月日 月 日	承認権者
4 変更 (第2回目)	変更月日 月 日	承認権者
4 備考		

- 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
- 2 請求に係る子については、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。
- 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
- 5 該当する□には、し印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

子育て部分休暇の承認の請求をする期間

[illegible]

[illegible][illegible]

附 則

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三十一条の三に規定する子育て部分休暇及び改正後の規程第三十四条に規定する部分休業の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規程の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規程第三十一条の三第二項第二号及び部分休業を請求する場合における改正後の規程第三十四条第三項第二号の適用については、当該各号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。
- 4 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別記第五号様式及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第二十一号

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年六月三十日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、」を「同条第二項第一号中」に、「当該」を「申請する職員について」に、「次項」を「第五項」に、「同条第三項」を「同項第二号中「七十七時

間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第五項」に、「同条第四項」を「同条第八項」に改める。

第三十条中「所属長が」を「所属長は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十八条の規定を準用する」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十九条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この規程の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規程の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規程第二十九条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

訓 令（議）

●東京都議会議長訓令第三号

東京都議会 議 会 局

東京都議会議員会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

東京都議会議長 増 子 ひろき

第二十九条中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、」を「同条第一項第一号中」に、「当該」を「申請する職員について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中「七十七時

間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三十条中「議長が」を「議長は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十八条の規定を準用する」を削る。

附 則

1 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会歳会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）（第二十九条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この訓令の施行の日においても行うことができる。

3 この訓令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規程第二十九条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

雑 報

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年六月三十日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

●東京都職員共済組合規程第九号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程（平成七年東京都職員共済組合規程第八号）

の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

別記第八号様式を次のように改める。

第8号様式（第27条の3関係）

（第1面） 子育て部分休暇の請求に係る申出

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書

東京都職員共済組合理事長 殿		申出対象期間 年度	
氏 名		所 属	
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名	年 月 日 生	
	続 柄		
2 申出	申出月 日	申出の内容 ①又は②	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分（非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内
	月 日	申出の内容 ①又は②	変更が必要な事情 特別に難の有無 承認権者
3 変更 (第1回目)	変更月 日	申出の内容 ①又は②	変更が必要な事情 特別に難の有無 承認権者
	月 日	申出の内容 ①又は②	承認権者
4 備考			

- (注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
- 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。
- 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
- 5 該当する□には、レ印を記入すること。

[illegible][illegible]

(第4面) 第2号子育て部分休暇の承認の請求

[illegible]

附
則

- 1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都職員共済組合の職員に関する規程第二十七条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合の職員に関する規程別記第八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

